

人吉商工会議所人材育成事業助成金交付要項

(目的)

第 1 条 この要項は、中小企業者が人材育成を図ることを目的として研修に参加する場合に、これに要する費用の一部を助成することによって、中小企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第 2 条 人吉商工会議所の会員が、中小企業大学校人吉校が実施する研修に参加する場合、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成金の交付基準)

第 3 条 助成金の交付額は、次に掲げる交付基準により算出した額とする。
ただし、助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
また、他の公的機関の補助を受けて行う人材育成事業については、当要項に基づく助成金は交付しないものとする。

- (1) 助成対象者は各研修ごとに一中小企業者当り五人とする。
- (2) 補助率は、研修主催者が定めた受講料の二分の一以内とする。
- (3) 同一申請者（同一企業）につき同一年度内の補助限度額を拾万円とする。

(助成金の申請)

第 4 条 この要項に基づく補助を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、人吉商工会議所会頭（以下、「会頭」という。）に対し、助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる種類を添えて、会頭に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了を証するに足りる種類の写し。
- (2) 研修受講料の支払いを証するに足りる書類の写し。

(助成金の交付決定)

第 5 条 会頭は、前条の申請書を受理した場合において、適当と認められるときは助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知し、交付しないと決定したときは、その旨を通知するものとする。

(変更及び取消等の届出)

第 6 条 申請者は、第 5 条の決定通知を受けた後に、受講料等の変更及び取消がある場合は、速やかに変更届(第 3 号様式)を会頭に提出しなければならない。

(助成金の取消等)

第 7 条 会頭は、次の各号のいずれかに該当する者があった場合は、助成金の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請に関し不正があったとき。
- (2) 申請書等に不実の記載があったとき。
- (3) その他、会頭が補助を行うことを不適当と認めたとき。

(その他)

第 8 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

1. この交付要項は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。